



令和 2 年 3 月 2 7 日

内閣府（防災担当）

「東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

東日本大震災及び平成 30 年北海道胆振東部地震による災害に適用している中小企業信用保険法の災害関係保証の特例期間を 1 年間延長する政令が 3 月 24 日（火）に閣議決定され、本日（3 月 27 日（金））公布・施行されました。

I 政令の概要

以下の災害における、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 12 条）について、被災中小企業者等の復旧のための資金需要が引き続き見込まれることから、適用期限を「令和 2 年 3 月 31 日」から「令和 3 年 3 月 31 日」に延長します。

- ・ 東日本大震災
- ・ 平成三十年北海道胆振東部地震による災害

○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の概要

被災中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行います。

II スケジュール

3 月 24 日（火） 閣議決定

3 月 27 日（金） 公布・施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 大島、松葉

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

政令第七十一号

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

一 東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）第四条

二 平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成三十年政令第二百八十九号）第二条

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）</p> <p>第四条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、令和三年三月三十一日とする。</p>	<p>（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）</p> <p>第四条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、平成三十二年三月三十一日とする。</p>

○平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

(平成三十年政令第二百八十九号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(災害関係保証に係る期限の特例)</p> <p>第二条 前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四百三号)第二十四条の規定にかかわらず、令和三年三月三十一日とする。</p>	<p>(災害関係保証に係る期限の特例)</p> <p>第二条 前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四百三号)第二十四条の規定にかかわらず、平成三十二年三月三十一日とする。</p>

(東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令)

(第12条) 中小企業に関する特別の助成

<措置の概要>

- 災害救助法が適用されている地域には、中小企業者が民間金融機関から借入れを行う際に、通常の保証とは別枠で100%を保証する「セーフティネット保証4号」を実施。

【通常の保証限度額】

最大2.8億円	・ 普通保証	2億円以内
	・ 無担保保証	8,000万円以内

+

【セーフティネット保証4号限度額】

最大2.8億円	・ 普通保証	2億円以内
	・ 無担保保証	8,000万円以内

<激甚災害指定時の措置>

- 激甚法による被災区域内に事業所を有する直接被害を受けた中小企業者が、事業の再建に必要な資金を借り入れる際に、通常の保証及びセーフティネット保証とはさらに別枠での100%保証である「災害関係保証」を適用する等。

(通常の保証及びセーフティネット保証に加えて、以下を保証。)

最大2.8億円	・ 普通保証	2億円以内
	・ 無担保保証	8,000万円以内

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。